

VII 就労支援について

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約788万人中、18歳～64歳の在宅者数、約324万人

(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約27.7% 障害福祉サービス(就労系)の利用が約61.4%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 3.7%(H24)
※就労移行支援からは20.2%(H24)

障害福祉サービス(就労系)

- ・就労移行支援 約2.3万人
- ・就労継続支援A型 約2.4万人
- ・就労継続支援B型 約16.0万人

地域
生活

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)
地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15 1.0
2,460人/H18 1.9倍
3,293人/H21 2.6倍
4,403人/H22 3.4倍
5,675人/H23 4.4倍
7,717人/H24 6.0倍

就職

918人/年

11,945人/年

特別支援学校

卒業生19,439人/年 (平成25年3月卒)

就職

5,387人/年

企業等

雇用者数

約40.9万人

(平成25年6月1日時点)

*50人以上企業

(平成25年度)


ハローワークからの
紹介就職件数

77,833人

(平成25年度)

障害者就業・生活支援センターにおけるモデル事業について

	1年目 (平成24年度)	2年目 (平成25年度)
アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>アセスメント票案の作成</u> ○ 評価案の作成と相談支援事業所との調整・課題抽出・整理 ○ アセスメント結果で一般就労の可能な者の就労支援体制の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アセスメント票案による実証 ○ アセスメント票の改善・質の向上 → <u>アセスメント票の完成</u> ○ <u>アセスメント手法の確立</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及
一般就労後のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要継続的フォローアップ対象者の属性整理・要因分析 ○ 継続的フォローアップに係る支援の試行、課題抽出・整理 ○ 相談支援事業所との役割分担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>継続的フォローアップを必要とする者への支援体制検討</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及

3年目(案) (平成26年度)
<ul style="list-style-type: none"> ① 精神・発達障害にも対応できるアセスメントツール、基本となる支援カリキュラムの作成 ② 障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、企業等の連携による就労支援モデルの検証 ③ 精神・発達障害者等に対する障害福祉サービス事業所における就労定着を図るための支援方法を検証

<p><u>自立訓練(生活訓練)等を活用した支援モデルの実践研究</u> など</p>

精神・発達障害者の
就労アセスメント

課題

精神障害者の雇用義務化を踏まえ、精神・発達障害者の就労を一層促進するために必要な、それぞれの特性に応じた適切な支援を行うためのアセスメント方法の確立が求められている。



平成25年度に作成したアセスメントマニュアルを改良し、精神・発達障害者により適切に対応できるアセスメントツールを作成。

関係機関の連携

課題

①一般就労している障害者が加齢・職場不適應により就労継続が難しくなった場合、②就労継続支援事業所等の利用者が一般就労を目指す場合の連携体制の構築が必要。



障害者のニーズや障害の情態の変化を踏まえた継続的な就労支援を行うための各機関(※)の連携体制のあり方を検討する。
(※)障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、企業等

生活支援が必要な
障害者の就労定着支援

課題

知的・精神・発達障害者の就労定着を図るためには、服薬等の健康管理や食事・衛生・金銭等の生活面の自己管理能力を向上させることが必要。



自立訓練(生活訓練・宿泊訓練)、地域定着支援等を活用した就労定着のための生活訓練の支援技法やプログラムモデルの検討を行う。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- (3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

工賃向上計画支援事業の概要

基本事業（補助率1/2）

各事業所に経営コンサルタントや各分野の専門家、企業OBを派遣し、経営力の強化、技術の向上を図るほか、事業所職員の人材育成を図るための研修会を実施。

特別事業（定額（10/10相当））

複数の事業所が共同して受注や情報提供等を行う「共同受注窓口」について体制整備を図るほか、事業所経営者の経営意識の向上のための研修や好事例の説明会を開催。

売上げの増加に向けた支援

- 経営コンサルタントが、商品開発や市場開拓に関するコンサルティングを実施
- 各分野の専門家が、製品等の質の向上や高付加価値化を図るための支援を実施
- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略に関する研修会を開催
- 「共同受注窓口」が、共同での受注や事業所が提供できる製品・役務の情報提供を実施

業務の効率化に向けた支援

- 各分野の専門家や企業OBが、適正なコスト管理や作業環境の改善に向けた支援を実施
- 事業所の職員を対象に、生産活動への企業的手法の導入についての研修会を開催

地域振興につながる連携促進

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、地域の農業団体、商工団体、農工団、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、障害者の工賃の向上や一般就労の促進を図る。

参考事例



・地元農家
・農業法人

- 香川県の施設外就労による農業の取り組み**
- ・県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のため、県農政局やJA生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
 - ・現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施



独居高齢者等

- 徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み**
- ・障害者就労施設利用者による限界集落のサポート
 - ・移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
 - ・高齢者の見守り



特別養護老人ホーム

- 富山県の介護施設での施設外就労の取り組み**
- ・就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福祉的就労として実施。



地元企業

- 北海道の社会福祉法人江差福祉会の取り組み**

- ・江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業として通所作業所をスタート。
- ・廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。

